

調査研究委託事業の募集並びに委託金交付要綱

一般財団法人 厚生労働統計協会

(目的)

第1条 この要綱は、調査研究委託及び奨励の事業に関する規定（以下「調査研究奨励規定」という。）第5条に基づき、調査研究委託事業の募集から選考、決定及び実績報告に至る必要な事項を定め、もって適正な運営を図ることを目的とする。

(調査研究委託対象)

第2条 調査研究委託の対象となる事業は、調査研究奨励規定第2条第1号に該当する事業とする。

ただし、次に該当する研究は委託の対象としない。

- ① 営利を目的とするもの
- ② すでに完了しているもの
- ③ 大学以外の研究機関で本来業務として行われているもの

(応募者)

第3条 応募者は、原則として国内の大学及び研究機関における厚生労働統計に関する教員若しくは研究者とする。

なお、グループの場合はその構成員のすべてが前述の要件を満たす必要がある。

(募集)

第4条 募集期間は、委託期間の前年の11月1日から12月末日までとする。

2 応募者は、別紙様式1による委託金交付申請書（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて、募集期間内に協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(委託期間)

第5条 委託期間は、原則として4月から翌年3月末日までの単年度とする。

(委託件数)

第6条 委託件数は、毎年度2件程度とする。

(委託金額)

第7条 委託金額は、予算の範囲内で定めるものとし、概ね一件につき200万円以内とする。

2 委託金額は、委託期間の当該年度の4月10日までに全額を交付する。

(委託対象経費)

第8条 委託金の交付対象となる経費は、次に掲げる人件費と事務費とする。

- ① 人件費とは、資料整理等に要した役務費（臨時に雇用された者の賃金等）をいう。
- ② 事務費とは、謝金、消耗品費、通信費、印刷製本費、図書費、水道光熱費、旅費、借料、及び損料等をいう。
なお、パソコン等備品の購入費は対象外とする。

(選定・決定)

第9条 委託研究事業の選定は、調査研究奨励規定第3条に基づいて、会長から委嘱された調査研究委託事業対象選定委員で構成する調査研究委託事業対象選定委員会において行う。

- 2 調査研究委託事業対象選定委員会は、会長が提示する応募者から提出された書類に基づき厳正な審査の上、委託研究として適正か否かを決定し、それを会長に報告する。
- 3 会長は、前項の報告を踏まえて募集期間の翌年3月末日までに応募者に対して委託研究として適正か否かの決定を速やかに通知する。

なお、委託研究として適正と決定したものの応募者（以下「交付金受給者」という。）に対しては、別紙様式2による委託金交付決定通知書により通知する。

- 4 調査研究委託事業対象選定委員会で行われた審査の経過は非公表とする。また、応募書類は返却しないものとする。

(事故報告)

第10条 交付金受給者は、委託事業の内容を変更し、または中止しようとするときは、その理由を付した書面により速やかに会長に報告しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 会長は、交付金受給者が委託金を他の用途に使用したとき、または前条に該当する場合は、委託金の交付決定の全部またはその一部を取り消すことができる。

(委託金の返還)

第12条 会長は、委託金の交付決定の全部またはその一部を取り消した場合において、委託対象事業の該当取り消し部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(実績報告)

第13条 交付金受給者は、次の通り報告書等により会長に対し、調査研究結果を報告しなければならない。

- ① 調査研究委託事業開始から半年経過後、それまでの調査研究の進捗状況を別

紙様式3により委託調査研究進捗状況報告書を速やかに提出すること。

- ② 調査研究委託事業が終了したときは、終了した日から30日以内に別紙様式4により委託事業実績報告書を提出すること。
- ③ なお、調査研究結果について、協会月刊誌「厚生の指標」及び協会主催の研究会等で報告を求めることがあること。

(成果の帰属等)

第14条 調査研究委託事業を実施することにより特許権等の知的財産が発生した場合、以下のア～ウの条件を遵守することを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、交付金受給者とすることができる。また、調査研究結果を学会等で発表する場合は、会長の事前承認を得るとともに、当協会の調査研究委託事業であることを明示する。

ア 研究成果が得られた場合は、遅滞なく当協会に報告すること。

イ 当協会が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、当協会に対し、当該知的財産を無償で利用する権利を許諾すること。

ウ 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、当協会が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

(帳簿の保管義務)

第15条 交付金受給者は、調査研究委託対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿（領収書等証拠書類を含む。）を備え、会長の求めに応じるとともに、委託事業終了後5年間保存しなければならない。

(提出部数)

第16条 この要綱に定める申請書、報告書等の提出部数は2部（正本1部、副本1部）とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。